

1. 会合名	「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング・グループ」(第22回)
2. 日時	平成27年6月1日(月)午前10時00分～10時30分
3. 議案	1. 「注目投資信託」等の表示について 2. インフラファンドの表示について 3. その他
4. 主な内容	<p>1. 「注目投資信託」等の表示について</p> <p>「注目投資信託」等の表示について、事務局より、前回WG終了後に実施した意見照会の結果を踏まえた「広告等に関する指針」(以下、広告指針という)案について、配付資料のとおり説明を行い、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>議論の結果、事務局案どおり広告指針を改正することに合意が得られた。</p> <p>なお、本件については、「インターネットにおける自主規制のあり方懇談会」(以下、インターネット懇談会という)からの検討依頼事項であるため、本WGの検討結果をインターネット懇談会に報告する必要があるため、次回WGにて、インターネット懇談会への報告資料を確認することとなった。</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誇大広告等に関する留意事項に定めるとのことであるが、現行6つ列挙している留意事項の3番目に本件を入れることには、重要度を斟酌しているといった意図はあるのか。 ⇒現行の留意事項の内容を踏まえ、前後の内容から3番目としたが、重要度を斟酌したというまでの意図はない。(事務局) ・前回WGの事務局案から、「客観的な裏付けもなく」を削除した理由はあるのか。 ⇒意見照会の意見において、客観的な裏付けがある場合であっても、誤解されるような表示をしてはいけないのではないかとの意見があった。当該意見を受け、客観的な数値等を表示していれば、誤解されるような表示しても良いといった協会員の誤解を生まないように、「客観的な裏付けもなく」を削除した次第である。(事務局) ・債券において、「注目債券」等の表示を行う場合、債券にも5銘柄基準といった数値基準が入ることか。 ⇒今までの議論(注目投信)において、数値基準を設けないという意見に集約されたと認識している。よって、債券についても数値基準は設けないことを前提としている。 なお、日証協において、新聞広告等の内容の点検等を行っているが、注目等の表示に留意すべき商品は、特に債券が多い状況であると認識している。今回、株式、債券、投信を含めた全般的な規定として、誇大広告等に関する留意事項に規定することで、債券も適用範囲に含めてはどうかと考え、提案させていただいている。(事務局) ・本件について、FX取引の場合保証金取引となると考えるが、金融先物取引業協会のルールなども変更されるということか。 ⇒本協会から他の協会に要請をするということはないが、当協会の広告指針の改正を受け、事後的に金融先物取引業協会が何らかご対応されるということはあると考える。(事務局)

	<p>2. インフラファンドの表示について</p> <p>インフラファンドの表示について、事務局より、前回WG終了後に実施した意見照会の結果を踏まえた「広告等に関する指針」（以下、広告指針という）案について、配付資料のとおり説明を行い、大要以下のとおり意見交換が行われ、事務局案のとおり、広告指針を改正することに合意が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告指針案「7. インフラファンドの表示項目（1）必要表示事項」にある「指標変動」とはどのようなことをいうのか。 <p>⇒法定記載事項として、指標変動による損失について、価格変動リスクに関する文言を記載する必要があるとしており、ここでいう指標変動とは価格変動のことをいう。（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件の改正について、メンバーズコメントの実施等はあるのか。 <p>⇒広告指針は、広告規則に基づくガイドラインの位置づけであるが、これまで大きな改正以外にメンバーズコメント等を行ったことはない。なお、広告規則に基づくガイドラインであるので、手続きについて確認、検討する。メンバーズコメント等を行う際は、事前にWG委員の方々に連絡することとしたい。（事務局）</p> <p>3. その他 特になし。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）